

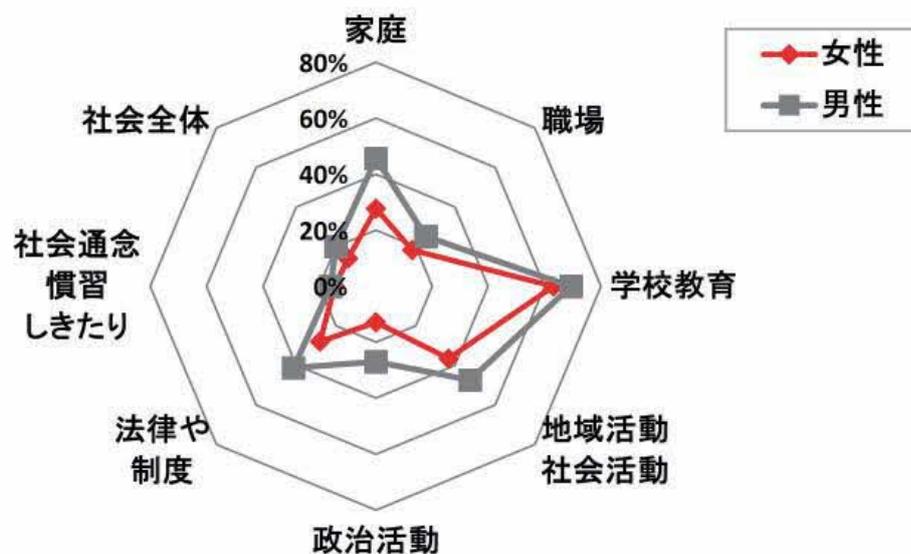
## 基本目標Ⅰ 男女共同参画推進の基盤づくり

### 基本課題① 男女共同参画についての意識啓発活動

#### ■現状と課題

令和2年度に実施した「一般対象意識調査」によると、男女の地位の平等感に関する質問に対しては、“学校教育の場”が最も高く、男女とも6割以上が平等と答えています。平等感が低く、さらに男性が優遇されていると感じている分野は“社会通念・習慣・しきたり”“社会全体”“職場”です。すべての分野において、女性よりも男性の方が「男女平等である」と感じている割合が高く、特に“政治”では、その差が女性の割合の約2倍となっており、男性と女性では認識の違いがあり、地位の不平等感が存在しています。

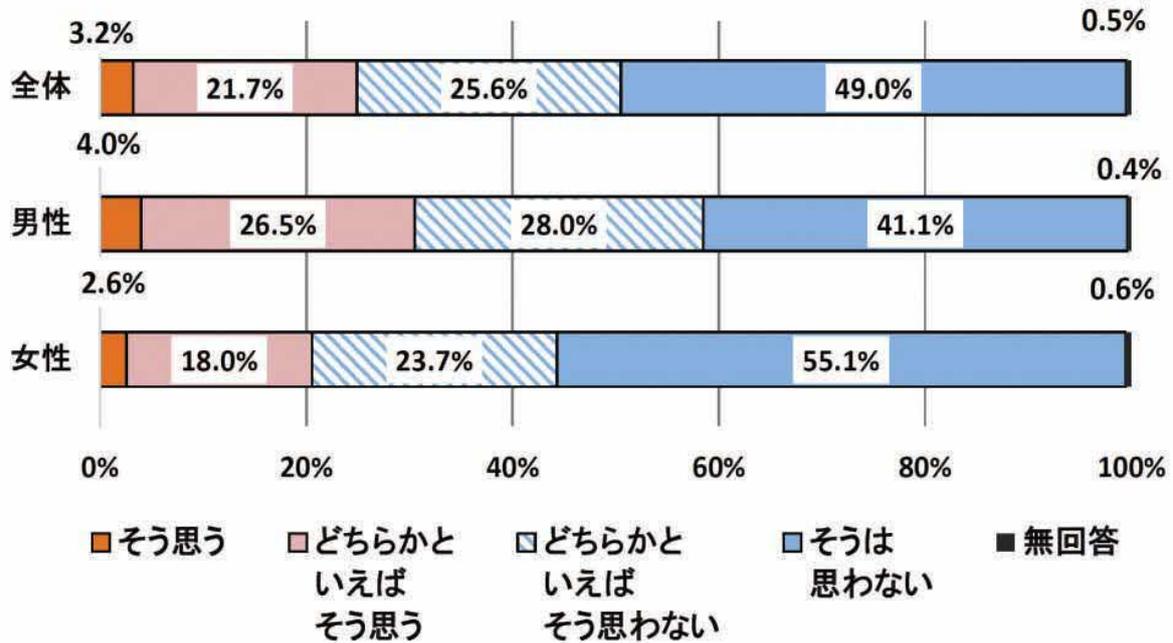
<各分野での男女の平等感>



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに賛同しない人の割合は、令和元年度世論調査は59.8%となっており、令和2年度に実施した本町の「一般対象意識調査」では74.6%と高くなっています。

＜夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである＞



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

こういった男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある慣行や意識は、長い間の積み重ねの中で形成されたものであり、今後、あらゆる機会をとらえて、正しい理解が得られるような継続的かつ有効な啓発活動を実施していく必要があります。

また、偏った性表現や暴力表現、安易に女性をアイキャッチャーとして利用することは人権侵害にも繋がることから、表現の自由を十分尊重したうえで、適切な情報を適切に発信していくよう、町内外に対してもメディアと人権に対して、適切に判断できる能力を培うための取組を推進していく必要があります。

50代男性

男女共同参画を推進するに当たっては、男女の特性を生かして、共同しあうことが肝心だと思います。男女ともに意識改革と行動が大事です。

20代女性

共働きが多数の現在、育児や家事は夫婦ともに行うのが当然だと思います。

60代女性

個人の尊重が大切。家事の分担や介護のこと、日頃生活をするうえでは、その人の状況や得意分野で判断し、性役割で決めるべきではないと思います。「性」が「個」をつぶさないようにしてほしいです。

みんなの声

男女共同参画に関する意識調査（一般対象）より

## ■今後の方向性

- ・男女共同参画に関する講演会やフォーラムなどのイベントを開催します。
- ・町の広報誌やホームページ上の男女共同参画に関する情報を積極的に発信します。

## ■行政の取り組み

### 施策の方向（１） 男女共同参画のための広報・啓発活動の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画に関する広報	男女共同参画についての理解を深め、固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、不平等につながる表現（アイキャッチャー等）に十分配慮し、男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努め、町の広報誌やホームページ、公式アプリ、ポスター等、多様なメディアを通じて定期的な情報の提供を行います。	まちづくり課
男女共同参画啓発事業の実施	男女共同参画に関する出前講座や研修会、フォーラム等を開催し、男女共同参画の理解促進を図ります。	まちづくり課
町職員の研修	行政が率先して男女共同参画を進めるため、町職員に対する男女共同参画関係の研修を充実させ、職員の男女共同参画に対する意識を高めます。	まちづくり課

### 施策の方向（２） 男女共同参画に関する情報収集・提供

具体的施策	施策の内容	担当課
意識調査の実施、結果の公表	男女共同参加に関する意識・行動について現状を把握するために、推進プラン見直し時には「男女共同参画に関する町民意識調査」を実施し、その結果を施策推進の基礎資料とするとともに、広報誌やホームページ等、多様なメディアを通じて定期的な情報の提供を行います。	まちづくり課
図書の実充実	基山町立図書館において、「男女共同参画コーナー」を設け、男女共同参画に関する書籍の充実を図り、積極的な情報提供を進めます。	まちづくり課

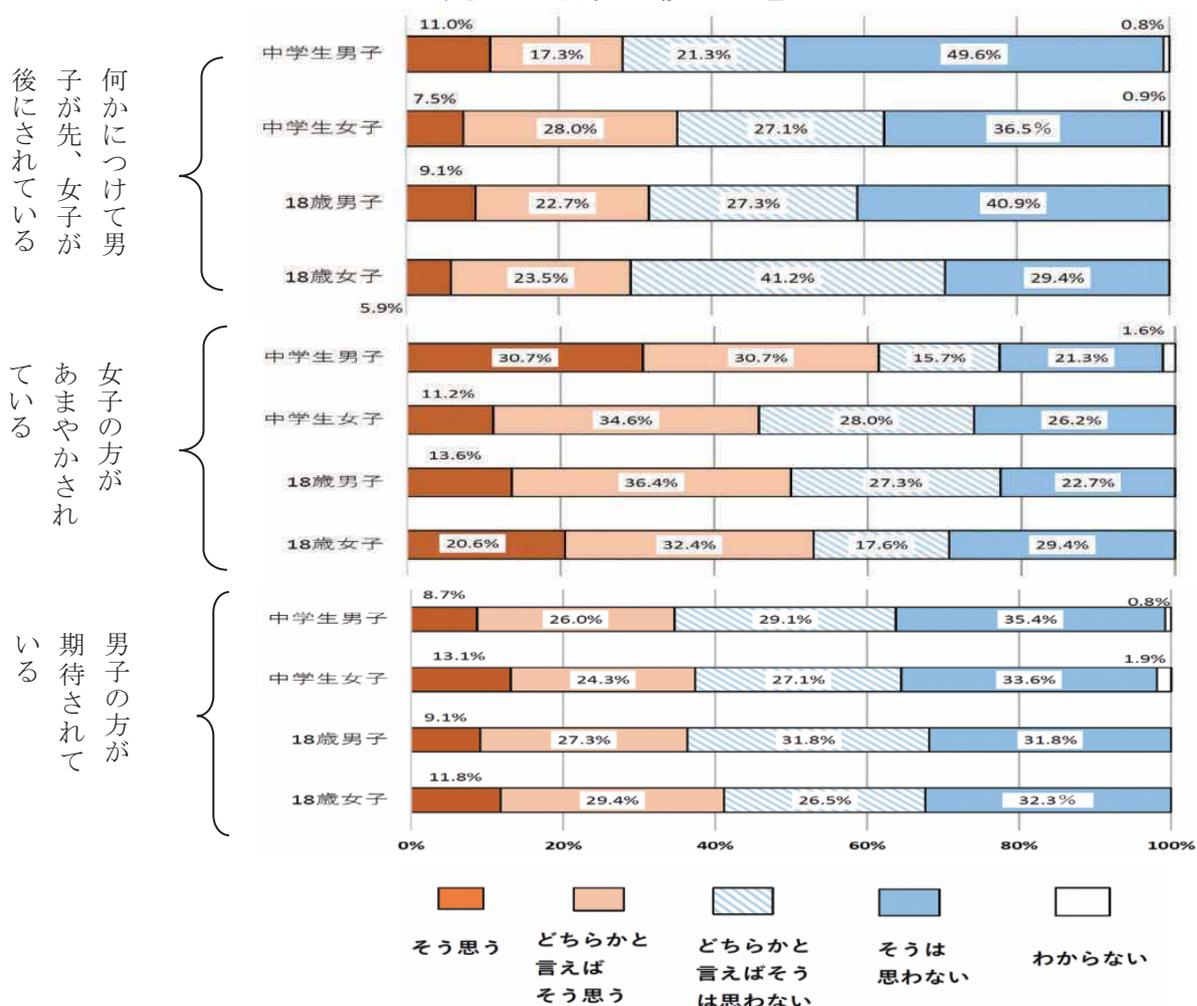
## 基本課題② 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

### ■現状と課題

令和2年度に実施した「一般対象意識調査」によると、「学校教育の場」での男女の平等感、ほかの分野と比べて大変高くなっています。「中学生及び18歳対象意識調査」によると、学校での男女の扱いの違いに関する質問では、前回調査に比べ、「何かにつけて男子が先、女子が後にされる」という具体的な活動場面における男女の意識の差はとて小さくなっており、学校教育における改善が進んでいることが伺えます。

また、「女子の方が甘やかされている」「男子の方が期待されている」と感じている男女の意識の差も小さくはあるが、前回調査に比べて同等もしくは大きくなっている年代もあります。このことより、中学生や18歳は、自分たちを取り巻く環境による男女平等は実感しているが、意識としては、まだ「男女平等ではない」という思いが根強く残っているのではないかと考えられます。

<学校での男女の扱いの違い>



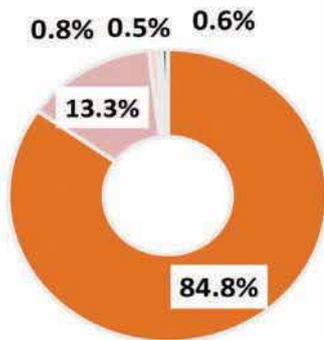
資料：「男女共同参画に関する意識調査（中学生対象）（18歳対象）」（基山町：令和2年）

また「一般対象意識調査」による「子どもの育て方」に関する質問において、経済的自立や家事能力という個人の生活能力に関しては、性別に関係なく、能力を伸ばした方がよいと考える人が90%を超えています。一方、“女は女らしく、男は男らしく育てた方がよい”と考える人が、61.7%を占めています。

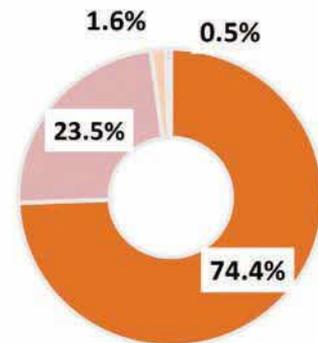
このことより、子どもを一人の自立した人間として育てたいという意識はあるものの、女の子らしく育てたい、男の子らしく育てたいという昔からの理想像が今もなお、根強く残っていることが分かります。

### <子どもの育て方>

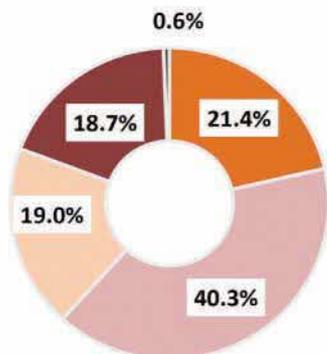
「女の子も男の子も経済的に自立するのがよい」…賛成派 98.1%



「女の子も男の子も炊事・掃除・洗濯などできるのがよい」…賛成派 97.9%



「女の子は女らしく、男の子は男らしく」…賛成派 61.7%



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

これからの社会を担う子どもたちが、社会の中で自分らしく生きていくためには、性別にかかわらず個人の個性や能力を尊重し、伸ばしていく教育が必要です。長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）があることが挙げられます。

今後は、学校はもとより、保育園や幼稚園など早い時期からの人権の尊重や男女の平等、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、男女共同参画の視点に立った学校教育の推進、男女双方の意識改革と理解の促進の重要性などについて、指導していく必要があります。また、教育関係者や保護者への男女共同参画に関する意識啓発を推進していくことも重要な課題となっています。

また、あらゆる世代の町民に対して、男女共同参画について学習の機会を提供し、男女共同参画の理解や意識を浸透させていく必要があります。

### 中学生のなりたい職業 ベスト 10 位

	女 子		男 子	
	平成 27 年	令和 2 年	平成 27 年	令和 2 年
1	保育士	保育士	公務員	スポーツ選手
2	看護師	パティシエ・料理人	会社員・銀行員	会社員・銀行員
3	美容師、理容師	看護師	スポーツ選手	公務員
4	公務員	歌手・タレント・ダンサー・ユーチューバー	建設業など	建築士・設計士
5	パティシエ・料理人	その他	警察官・刑事	警察官・刑事
6	ペット屋さん	学校の先生	自動車・機械などのエンジニア	学校の先生
7	歌手・タレントなどの芸能人	ペット屋さん	コンピューター関係の仕事	農業・林業・漁業
8	会社員・銀行員	美容師・ネイリスト	消防士・救急隊・レスキュー隊	パイロット
9	医師	公務員	パティシエ・料理人	その他
10	美容師	フライトアテンダント	学校の先生	学者・博士

資料：「男女共同参画に関する意識調査（中学生対象）」（基山町：平成 27 年・令和 2 年）

## ■今後の方向性

- ・学校教育及び社会教育において、男女共同参画教育を推進します。
- ・男女共同参画の視点に立った講座に積極的な参加を呼びかけます。

## ■行政の取り組み

### 施策の方向（１） 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
学校内の慣習の見直し	固定的性別役割分担にとらわれた慣習がないか、男女共同参画の視点に立って、学校の諸活動などを再点検し、必要に応じ改善します。	教育学習課
個性に応じた進路指導	性別にとらわれず、一人ひとりが主体的に進路選択できるよう、多様な生き方を含めた進路指導の充実を図ります。	教育学習課
自立・職業意識を育む学習の充実	性別にとらわれない勤労観や職業観を育むための社会活動、職場体験活動を推進し、実体験を通じた学習を進めます。	教育学習課
保育・教育関係者の意識を高める	国、県、その他関係団体が実施する研修を積極的に活用し、男女共同参画の視点に立った教育を実践する人材を育成します。	教育学習課 こども課
保護者に対する意識啓発の推進	男女共同参画の視点に立った取り組みを学校だよりなどで発信します。	まちづくり課 教育学習課

### 施策の方向（２） 生涯学習における男女平等の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の能力開発の支援	女性が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画できる力をつけるため、各種講座、研修会を案内・周知します。	総務企画課 教育学習課

### 基本課題③ DV等あらゆる暴力の根絶

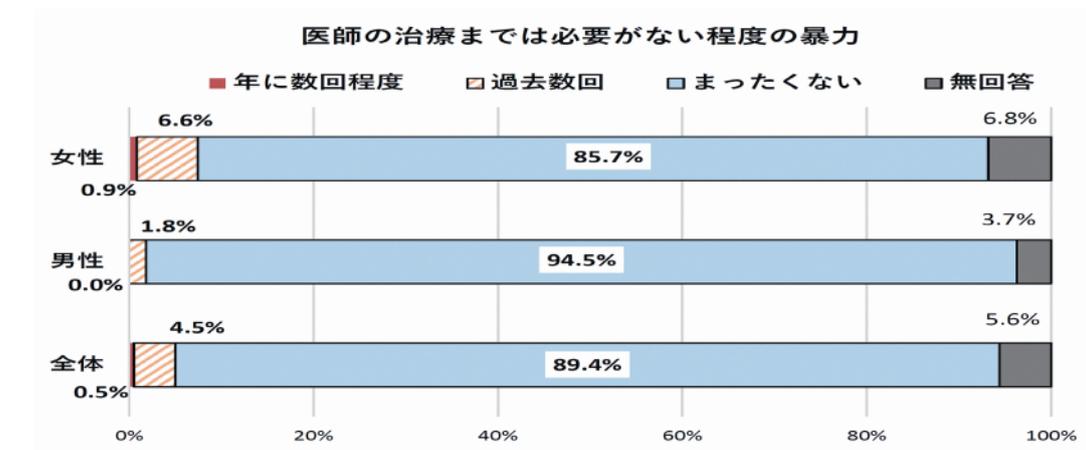
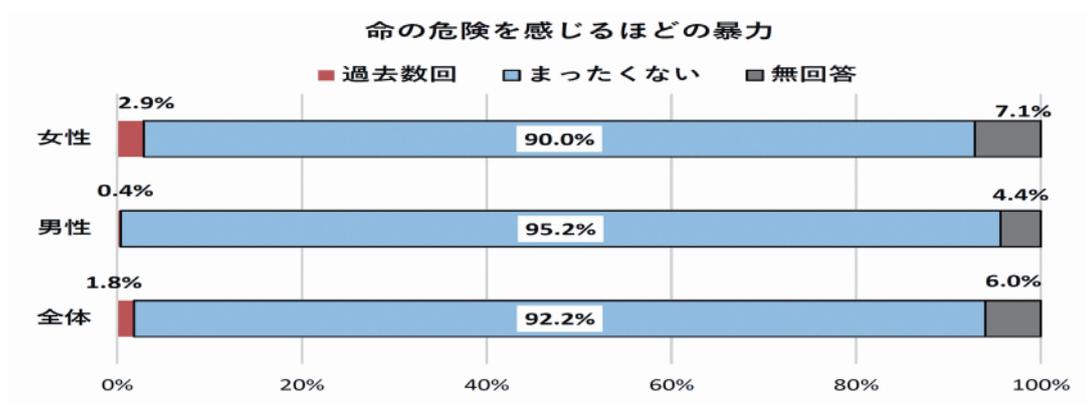
#### 【基山町DV被害者支援基本計画】

##### ■現状と課題

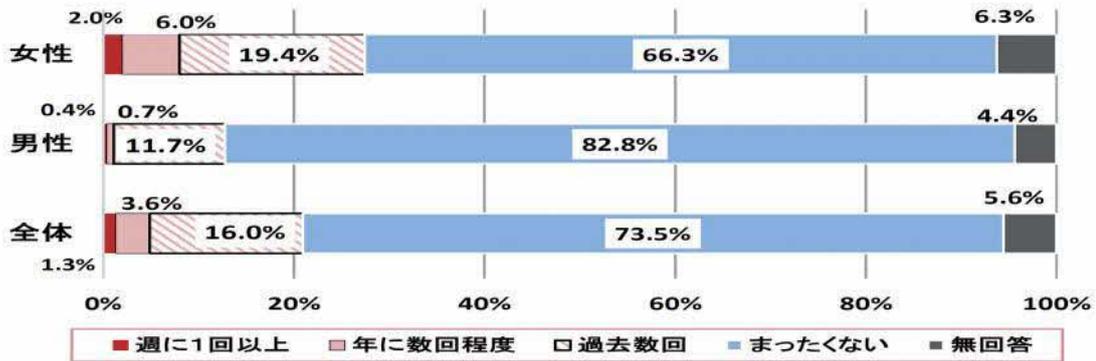
平成20年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、市町村においても配偶者からの暴力防止や被害者保護のための施策の実施に関する基本計画を策定することが努力義務とされました。平成26年6月の法改正では、配偶者のほか生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象となりました。

基山町においても、配偶者及びパートナーからの暴力等の防止及び被害者への支援を推進するため、この基本計画に基づき総合的かつ計画的に被害者支援の充実、強化を図ります。

令和2年度に実施した「一般対象意識調査」によると、配偶者やパートナーからの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）については“まったくない”と答えた割合が高い一方で、暴力の被害を受けた被害者はいずれも女性のほうが割合が高くなっていますが、男性の被害者もいることが分かりました。

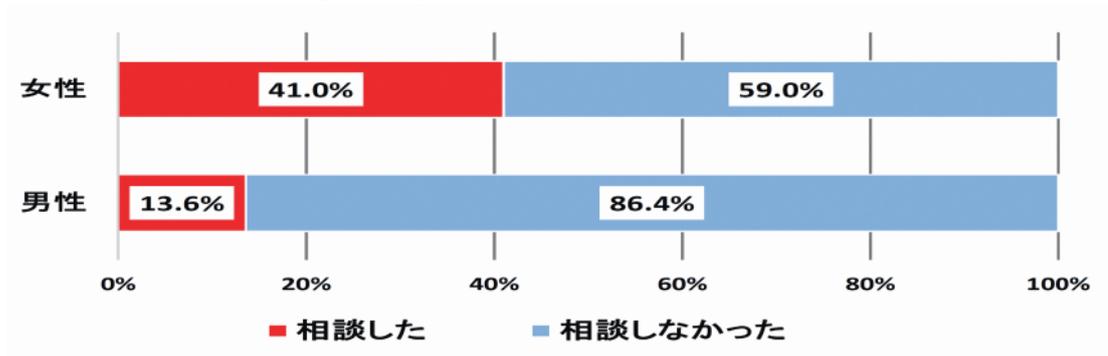


### 大声でどなられたり、威圧的な物言いをされた



しかし、DV 行為を受けた際に、“相談しなかった（できなかった）”人は全体で60%近くに上り、男性では殆ど相談していませんでした。暴力を受けると被害者は自尊心が低くなり、「自分が悪いので被害を受けた」「人に知られると恥」などと思い込んで、結局は人に言えずに抱え込むという心理的特徴があります。

### 配偶者や恋人に受けた行為を相談したか（性別）



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

DV 被害に対しては、警察、県立男女共同参画センター（アバンセ）、県婦人相談所、DV 相談ナビ、福祉事務所などに相談窓口が設置されており、本町としても、関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ってきました。しかし、調査結果を見ると、DV の被害の相談先としては、「友人・知人」や「家族や親戚」が多いのが現状です。相談しなかった理由として、「どこ（だれ）に相談してよいかわからなかったから」（10.0%）との回答がより少なくなるように、公的相談窓口の存在をさらに周知し、DV 被害の潜在化を防ぐ取り組みを進める必要があるといえます。

また、情報通信技術（ICT）の進化や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等インターネットを利用した性犯罪などにも対応が求められます。暴力は加害者がストレスや生活不安を抱えて暴力に至る身体的なもの、生活費を渡さないなどの経済的なものもあります。

また、新型コロナウイルス感染症に伴い自宅で過ごす時間が長くなったことも要因となり、内閣府の調査で2020年度のDVの相談件数が過去最高となっていることが分かりました。家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、精神的暴力を含め配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加傾向にあり、被害者が安心して相談できるよう、さらなる支援体制の充実が必要です。

近年、若い世代においては、交際相手などからの暴力（デートDV・ストーカー行為）も問題となっています。これらの問題に直面した際に、相談できる機関が県内にあることを周知するために、啓発活動を一層進めていく必要があります。

暴力は犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させ、暴力行為の防止と、早期に発見するために正しい知識を啓発していくとともに、相談窓口の周知徹底を図る必要があります。DV被害者の自立に際し、物心両面からの継続した支援が必要です。

## ■今後の方向性

- ・暴力は人権侵害であり、犯罪であるという認識を持つよう啓発します。
- ・暴力の被害にあった人や、周りの人が相談できるよう相談窓口を周知します。

## ■行政の取り組み

### 施策の方向（1） 暴力防止にむけた啓発の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
暴力防止に向けた意識啓発	「性犯罪」「性暴力」「配偶者等からの暴力」「ストーカー行為」「職場等におけるハラスメント」は犯罪となる行為をも含むという認識を深めるため、広報誌やホームページ等を利用した啓発活動を展開します。 また、県、近隣市町、関係団体等で行われている研修会、学習会等を積極的に活用・周知し、研修の機会を提供します。	まちづくり課 福祉課 健康増進課
関係課職員のDVに対する理解の促進	DV問題に対する理解を深め、迅速・的確な対応を図るため職員研修会を実施し、DVに関する理解促進を図ります。	総務企画課
セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発の実施	広報誌やホームページ・SNS等を活用して、セクシャル・ハラスメントのない職場づくりを呼びかけます。 また、事業所におけるセクシャル・ハラスメント防止に向けて、情報提供や啓発に努めます。	総務企画課 まちづくり課 産業振興課

施策の方向（２） DV等早期発見にむけた関係機関との連携強化

具体的施策	施策の内容	担当課
相談窓口の周知徹底	女性相談専門窓口等の各種関係機関の相談窓口について、相談内容や開催日等を一人でも多くの人の目に触れるように、広報誌・ホームページ・SNS等に掲載し、周知徹底を図ります。	総務企画課 福祉課
通報体制の整備	DV被害を発見しやすい立場にある民生委員・児童委員、医療機関、学校等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等へ通報できる体制づくりに努めます。	福祉課 健康増進課 教育学習課
庁舎内の連携強化 「佐賀県 DV 被害者対応マニュアル」「県内共通相談シート」等の活用	被害者に関係のある部署の連携を強化するため、連絡会議を設置し、情報交換や被害者への対応、二次被害の防止等に努めます。特に、県が作成した「DV被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」等を活用することにより情報の共有化を図ります。	総務企画課、住民課、 福祉課、健康増進課 こども課 教育学習課 まちづくり課
被害者の緊急・一時的保護体制の整備	被害者やその家族、支援者からの通報があった場合、警察、医療機関その他関係機関と連携を図り、被害者が安全に避難できるよう支援する体制づくりに努めます。 また、被害者の一時保護が決定した場合には、一時保護施設までの同行支援ができるような体制の整備を図ります。	福祉課 健康増進課
DV被害者の個人情報保護の徹底	被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を図ります。	関係各課

施策の方向（３） 被害者への支援体制の整備

具体的施策	施策の内容	担当課
自立を支援する環境整備、生活支援	生活保護の適用、母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度など、被害者にとって利用可能な福祉制度等についての情報を提供し、自立を支援します。	健康増進課 福祉課
県の配偶者暴力相談支援センター等との連携	被害者の緊急保護が必要なときは、一時保護が行われるまでの間に、かくまうための適当な避難場所の確保に努めます。また、被害者の緊急保護などの安全確保の際に、加害者が訪れて、危害を加えるおそれが高い場合には、警察と連携して対応するなどの体制の整備を推進します。	福祉課 健康増進課

住民基本台帳の閲覧制限	DV 加害者の追及を抑止するため、被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧の制限を行います。	住民課
自立のための心のケアの充実	心のケアが必要な被害者に対しては、町、保健福祉事務所及び児童相談所等の関係機関の連携による見守りや関わりなどの支援に努めます。	福祉課 健康増進課
多様な被害者への対応	被害者が、年齢や性別、国籍、障がいの有無等を理由に、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応等、それぞれの被害者の状況に応じた配慮に努めます。	福祉課 まちづくり課

## 基本課題④ 子ども・高齢者の虐待の根絶

### 【基山町DV被害者支援基本計画】

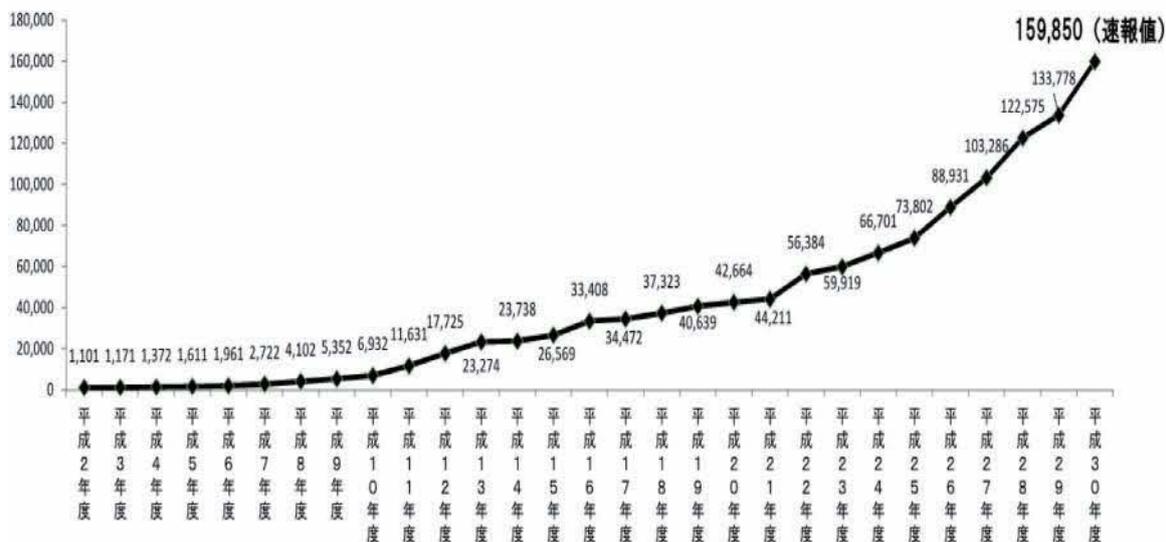
#### ■現状と課題

児童虐待相談件数は、全国、県内ともに右肩上がりの状況です。増加している一因として、虐待に対する認知が広がり、虐待通報がなされる状況があるとも考えられますが、一方で死亡事件につながるような深刻な虐待（ネグレクト、体罰等）が多発しているのも事実です。どちらかの親が子どもの前で、配偶者に暴力をふるったり、暴言を吐いたりする面前 DV が増加傾向にあり、被害者と同居する子どもに対する精神的・心理的支援も必要です。DV がある家庭では児童虐待も起きている事例が多いことが明らかになっています。近年の子育てや介護をめぐる大きな環境の変化の中で、死亡事件につながるような深刻な児童虐待が多発し、在宅における高齢者虐待についても実態が明らかになってきています。

親の被虐待体験や社会的孤立、社会的未熟、養育能力不足、発達障害や知的障害等障害をもっている子どもへの間違った認知が複雑に絡み合って、児童虐待の原因となっています。

子どもたち自身が、直接、虐待・暴力の被害を受けていることもあれば、保護者（母親など）への暴力を目撃して深く傷ついたり、「暴力をやめさせることができない」などと、自分を責めるようになることもあります。子どもたちへの精神的・心理的影響は大きなものですが、幼ければ幼いほど言葉で訴えることは難しく、また暴力をふるっているのが自分の親ですから、そのことを誰かに話すのはさらに困難になります。虐待の早期発見と介入、防止は、子どもの安全な生活のためにも重要です。

<全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数>



資料：厚生労働省「児童相談所における児童虐待相談対応件数」2019年8月報道発表資料

高齢者への虐待問題は、児童虐待と比べてメディアでの報道はそう多くありませんが、潜在的なケースはかなりの件数に上ると推察されています。その背景には、養護者である子および孫などの家族と同居している高齢者が多く、虐待する側もされる側も虐待の事実を隠す傾向が強いことが原因となっています。高齢の配偶者に対する虐待も少なくありません。

養護者による高齢者への虐待は、背景にDVがある（あった）可能性が高く、一つの家庭内に複数の暴力が存在するケースが少なくありません。

潜在化しやすい高齢者虐待を早期発見・支援するためには婦人・児童・高齢者の問題に従事する機関の柔軟かつ横断的な連携と地域での声かけや見守り、仲間づくりが必要です。

■今後の方向性

- ・しつけのつもりであっても、子どもに著しい害（傷害）を及ぼすものであれば虐待であり、重大な権利侵害であるという認識を持つよう啓発します。
- ・寝たきりや認知症など介護を要する高齢者を抱えている家庭や一人暮らしの高齢者へきめ細かい支援を行います。

## ■行政の取り組み

### 施策の方向（１） 児童の虐待防止に向けて

具体的施策	施策の内容	担当課
養育支援を必要とする家庭の早期発見	妊娠、出産、育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行うため、母子手帳の交付に際し、保健師等の専門職が直接対応します。 また、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問を併せて実施します。	健康増進課
児童虐待の早期発見と通告先の周知	児童虐待を受けたと思われる子どもを発見したら、すぐに町や児童相談所、民生委員・児童委員を介して町等に通告しなければならない義務があることを広報等で周知し、児童虐待の早期発見に務めます。	健康増進課
虐待防止ネットワークづくりの強化	要保護児童対策地域協議会・児童相談所との連携強化により、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応を行います。	健康増進課
子どもの人権についての啓発の充実	子ども一人ひとりの人権が尊重され、自由と自立が阻害されないよう、子どもの人権啓発を学校、人権擁護委員などと連携して推進します。	教育学習課 総務企画課
子育て教室の開催	子育てに関する知識、技能の向上と子育て中の親同士の交流促進のため「ぽっぽの会」等を開催し、その充実を図ります。	健康増進課
子育て世代包括支援センター事業	母子保健や育児、子育てに関する様々な悩みに保健師等が専門的な見地から円滑に対応し、子育てに関する不安や子育てに困難を抱く親への相談対応等を行います。	健康増進課
妊産婦・乳幼児等の虐待被害者の健康づくりに関する支援	妊産婦・乳幼児等の虐待被害者に対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、支援します。	健康増進課
子どもの就学・保育等の受入体制の整備	転入した被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるよう受入態勢の整備を推進します。 また、被害者の転出先や居住地の情報を適切に管理する体制整備を推進します。	教育学習課 福祉課 こども課 健康増進課
接近禁止命令への対応	被害者が子どもへの接近禁止命令の発令を申し出た場合、加害者が接近してきた場合の警察への通報など、適切な対応ができるよう学校や保育所等の関係機関との連携体制の整備を推進します。	教育学習課 福祉課 こども課 健康増進課

施策の方向（２） 高齢者の虐待防止に向けて

具体的施策	施策の内容	担当課
養護支援を必要とする家庭の早期発見	養護支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行うため、基山地区地域包括支援センターと連携を図り、養護支援訪問を併せて実施します。	福祉課
高齢者見守りネットワーク事業	地域や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体と連携を図り、地域ぐるみで高齢者の見守りを強化します。	福祉課
高齢者虐待の早期発見と通告先の周知	虐待を受けたと思われる高齢者を発見したら、すぐに町や基山地区地域包括支援センターに通報するよう努めなければならないことを広報等で周知し、高齢者虐待の早期発見に努めます。	福祉課

## どんなことが虐待にあたるのでしょうか？

### 身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為、又は外部と接触させないような行為

たとえば

- ・たたく、つねる、殴る、蹴る
- ・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に与える

### 心理的虐待

高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為

たとえば

- ・子供扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口をいう

### 性的虐待

本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要したりするような行為

たとえば

- ・排泄の失敗の罰として下半身を裸にして放置するなど

### 介護・世話の放棄・放任

介護や生活の世話をしている家族が、介護や世話を放棄するような行為

たとえば

- ・食事や水分を与えない
- ・劣悪な住環境の中に放置し生活させるなど

### 経済的虐待

財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為

たとえば

- ・必要な金銭を渡さない
- ・本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使うなど



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

☆虐待は身体的な暴力だけでなく、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことです。また、上記のうちの一つが単発で起こる場合や、複数の種類の虐待が同時に発生していることがあります。